

## 須賀川市空家リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、須賀川市内の空家等の利活用及び移住・定住の促進を図るため、空家等を改修し、居住用として活用する者等に対して、その費用の一部について補助金を交付することに関し、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「特措法」という。）第2条第1項に定義するものをいう。

(2) 空家バンク 須賀川市空家バンクをいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、須賀川市空家バンクに登録された物件（以下「登録物件」という。）とする。

(補助対象者)

第4条 この補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 登録物件の購入者又は借主で、補助金の交付決定後3年以上、須賀川市に住民登録し当該物件を居住の用に供すること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 須賀川市暴力団排除条例（平成24年須賀川市条例第29号）第2条第3号に規定する「暴力団員等」でないこと。

(補助対象改修工事)

第5条 補助の対象となる改修工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 須賀川市内に事業所を有する業者又は補助対象者自らが施工する工事とし、複数の業者が施工する場合は、少なくとも1社は、須賀川市内に事業所を有する業者であること。ただし、やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(2) 他の補助金の交付を受ける部分と重複しない工事

(3) 過去に当該補助金の交付を受けていない工事

(4) 補助金の交付の決定後に着手し、交付申請をした日の属する年度内に完了することができる工事

(5) 併用住宅の場合は、居住の用に供する部分の工事

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、内外装や、台所、トイレ、浴室、洗面所等の水回りを対象とした、一般的な改修又はリフォームとする。ただし、次の各号に掲げる費用は、補助対象経費に含まないものとする。

- (1) 電力、ガス、上下水道又は浄化槽に係る申請手続き又は検査に要する費用
- (2) 電気ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型ガス給湯器その他これらに類する高効率給湯器に係る費用
- (3) 業務用の設備機器に係る費用
- (4) 設備機器又は照明器具で、壁、床又は天井と一体となっていないものに係る費用
- (5) ガスコンロ、電磁調理器、食器洗い器又はガス小型湯沸器で、ビルトインタイプではないものに係る費用
- (6) 外構工事に係る費用
- (7) 増築工事又は改築工事に要する費用

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助申請者」という。）は、補助対象工事に着手する7日前までに、須賀川市空家リフォーム補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事をする箇所の施工前の写真
- (2) 改修工事の見積書（工事費用とその他の経費がわかるもの。自主施工の場合は、材料費の見積書）
- (3) 同意書兼確約書（第2号様式）
- (4) 紛争等に関する誓約書（第3号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、申請に関わる書類の審査を行い、その可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付の決定をしたときは、須賀川市空家リフォーム補助金交付決定通知書（第4号様式）又は須賀川市空家リフォーム補助金不交付決定通知書（第5号様式）により補助申請者に通知するものとする。

(申請の変更)

第10条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、交付申請の内容を変更しようとするときは、須賀川市空家リフォーム補助金変更承認申請書

(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 変更する内容を表した図書等
- (2) 変更改修工事見積書(自主施工の場合は、変更後の材料費の見積書)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、申請に関わる書類の審査を行い、その承認の可否を決定しなければならない。

3 市長は、前項の規定による承認の可否を決定したときは、変更交付の可否を須賀川市空家リフォーム補助金変更承認通知書(第7号様式)又は須賀川市空家リフォーム補助金変更不承認通知書(第8号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。

(事業の中止)

第11条 補助事業者が、補助対象工事を中止しようとするときは、須賀川市空家リフォーム補助金中止承認申請書(第9号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、申請に関わる書類の審査を行い、その承認の可否を決定しなければならない。

3 市長は、前項の規定による承認の決定をしたときは、須賀川市空家リフォーム補助金中止承認通知書(第10号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者が補助対象工事を完了したときは、須賀川市空家リフォーム補助金実績報告書(第11号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助対象工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事の領収書の写し(自主施工の場合は材料費の領収書)
- (2) 改修工事の完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、建築住宅課に属する検査員(以下「検査員」という。)に当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査(以下「完了報告検査」という。)をさせるものとする。

2 前項の規定による調査を行った検査員は、速やかに補助事業等完了報告検査復命書(第12号様式)により復命するものとする。

3 市長は、第1項に規定する検査により不備が判明したときは、完了検査結果不備事項通知書(第13号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

4 市長は、完了報告検査により、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、須賀川市空家リフォーム補助金確定通知書(第14号様式)により通知するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、市長は、前項の規定により確定した補助金の額と第9条第2項の規定に基づき通知した補助金の額又は第10条第3項の規定に基づき通知した補助金の額が同額である場合には、前項に規定する通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、補助金の額が確定した日から起算して10日以内に須賀川市空家リフォーム補助金請求書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

(指導及び助言)

第15条 市長は、補助事業者に対して事業の適正な実施のため必要な指導及び助言をすることができる。

(決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定又は変更承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、須賀川市空家リフォーム補助金交付決定取消通知書(第16号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金等の返還)

第17条 補助事業者は、前条の規定による通知があった場合において、既に補助金が交付されているときは、通知を受けた日から起算して30日以内に交付された補助金を市長に返還しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第18条 補助事業者は、補助金の収支状況が判明する書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して10年間保存しておかなければならない。

(補則)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。